

監査公表第9号（令和8年4月7日、県公報第684号登載）

随時監査（1次分）結果（令和7年度）

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するもののうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局及び教育委員会の出先機関43機関

(2) 監査対象期間：令和6年11月1日～令和7年8月5日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

会計年度任用職員等の給与：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和7年5月13日～令和7年8月5日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

| 監査対象機関名                       |                     | 監査対象期間                     | 監査実施日     |
|-------------------------------|---------------------|----------------------------|-----------|
| 県人<br>民づ<br>く<br>活<br>り<br>部・ | 消 費 生 活 セ ン タ ー     | 令和7年1月1日から<br>令和7年7月24日まで  | 令和7年7月24日 |
|                               | 粕 屋 保 健 福 祉 事 務 所   | 令和6年12月1日から<br>令和7年6月10日まで | 令和7年6月10日 |
| 保 健<br>医<br>療<br>介<br>護<br>部  | 田 川 保 健 福 祉 事 務 所   | 令和6年12月1日から<br>令和7年6月17日まで | 令和7年6月17日 |
|                               | 精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー | 令和6年12月1日から<br>令和7年6月5日まで  | 令和7年6月5日  |
| 福 祉<br>労<br>働<br>部            | 宗 像 児 童 相 談 所       | 令和6年12月1日から<br>令和7年6月18日まで | 令和7年6月18日 |
|                               | 小 竹 高 等 技 術 専 門 校   | 令和7年1月1日から<br>令和7年7月1日まで   | 令和7年7月1日  |
|                               | 田 川 高 等 技 術 専 門 校   | 令和6年12月1日から<br>令和7年6月27日まで | 令和7年6月27日 |
|                               | 小 倉 高 等 技 術 専 門 校   | 令和6年11月1日から<br>令和7年5月29日まで | 令和7年5月29日 |

| 監査対象機関名    | 監査対象期間                     | 監査実施日     |
|------------|----------------------------|-----------|
| 福岡教育事務所    | 令和7年1月1日から<br>令和7年7月10日まで  | 令和7年7月10日 |
| 京築教育事務所    | 令和7年1月1日から<br>令和7年7月23日まで  | 令和7年7月23日 |
| 美術館        | 令和6年11月1日から<br>令和7年5月28日まで | 令和7年5月28日 |
| 社会教育総合センター | 令和7年1月1日から<br>令和7年7月3日まで   | 令和7年7月3日  |
| 育徳館高等学校    | 令和7年1月1日から<br>令和7年7月17日まで  | 令和7年7月17日 |
| 行橋高等学校     | 令和6年12月1日から<br>令和7年6月20日まで | 令和7年6月20日 |
| 門司大翔館高等学校  | 令和7年1月1日から<br>令和7年7月11日まで  | 令和7年7月11日 |
| 小倉商業高等学校   | 令和7年1月1日から<br>令和7年7月9日まで   | 令和7年7月9日  |
| 小倉西高等学校    | 令和6年12月1日から<br>令和7年6月11日まで | 令和7年6月11日 |
| 戸畑工業高等学校   | 令和6年11月1日から<br>令和7年5月14日まで | 令和7年5月14日 |
| 八幡中央高等学校   | 令和6年12月1日から<br>令和7年6月4日まで  | 令和7年6月4日  |
| 北筑高等学校     | 令和6年11月1日から<br>令和7年5月16日まで | 令和7年5月16日 |
| 水産高等学校     | 令和6年11月1日から<br>令和7年5月20日まで | 令和7年5月20日 |
| 香住丘高等学校    | 令和6年12月1日から<br>令和7年6月26日まで | 令和7年6月26日 |
| 福岡高等学校     | 令和7年1月1日から<br>令和7年7月16日まで  | 令和7年7月16日 |
| 福岡中央高等学校   | 令和6年12月1日から<br>令和7年6月12日まで | 令和7年6月12日 |
| 福岡講倫館高等学校  | 令和6年11月1日から<br>令和7年5月22日まで | 令和7年5月22日 |
| 筑前高等学校     | 令和6年11月1日から<br>令和7年5月30日まで | 令和7年5月30日 |
| 福岡農業高等学校   | 令和7年1月1日から<br>令和7年7月2日まで   | 令和7年7月2日  |
| 小郡高等学校     | 令和6年11月1日から<br>令和7年5月15日まで | 令和7年5月15日 |
| 明善高等学校     | 令和7年1月1日から<br>令和7年7月15日まで  | 令和7年7月15日 |
| 伝習館高等学校    | 令和6年12月1日から<br>令和7年6月13日まで | 令和7年6月13日 |
| 三池工業高等学校   | 令和6年12月1日から<br>令和7年6月3日まで  | 令和7年6月3日  |
| 浮羽工業高等学校   | 令和6年11月1日から<br>令和7年5月13日まで | 令和7年5月13日 |

教育委員会

|       | 監査対象機関名      | 監査対象期間                     | 監査実施日     |
|-------|--------------|----------------------------|-----------|
| 教育委員会 | 朝倉高等学校       | 令和6年11月1日から<br>令和7年5月27日まで | 令和7年5月27日 |
|       | 東鷹高等学校       | 令和6年12月1日から<br>令和7年6月19日まで | 令和7年6月19日 |
|       | 嘉穂高等学校       | 令和7年1月1日から<br>令和7年7月8日まで   | 令和7年7月8日  |
|       | 鞍手竜徳高等学校     | 令和6年11月1日から<br>令和7年5月21日まで | 令和7年5月21日 |
|       | 小倉聴覚特別支援学校   | 令和7年2月1日から<br>令和7年8月5日まで   | 令和7年8月5日  |
|       | 北九州視覚特別支援学校  | 令和6年11月1日から<br>令和7年5月23日まで | 令和7年5月23日 |
|       | 太宰府特別支援学校    | 令和7年1月1日から<br>令和7年7月25日まで  | 令和7年7月25日 |
|       | 福岡高等視覚特別支援学校 | 令和6年12月1日から<br>令和7年6月24日まで | 令和7年6月24日 |
|       | 筑後特別支援学校     | 令和7年1月1日から<br>令和7年7月30日まで  | 令和7年7月30日 |
|       | 育徳館中学校       | 令和7年1月1日から<br>令和7年7月17日まで  | 令和7年7月17日 |
|       | 嘉穂高等学校附属中学校  | 令和7年1月1日から<br>令和7年7月8日まで   | 令和7年7月8日  |

(2) 主な監査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 会計年度任用職員等の給与
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料
- ク 会場借上料
- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

第2 監査の結果

第1のとおりに監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

| 対象機関名               | 調査区分 | 件数 | 説明  |
|---------------------|------|----|---|
| 教育委員会<br>社会教育総合センター | 契約   | 1  | 空調機修繕工事において、契約書2部を作成し、契約の相手方に記名押印させたが、これらに県側の公印を押印して契約書を完成させ、そのうち1部を契約の相手方に交付すべきところ、これらを行っていなかった。 |
| 計                   |      |    | 1件  |

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
該当なし